

**神照運動公園
指定管理者募集要項**

令和8年7月

**長浜市
市民協働部 文化スポーツ課**

目 次

1	指定管理者の募集の趣旨	P 3
2	施設の概要	P 3
3	指定管理者が行う業務の範囲等	P 3
4	指定期間	P 4
5	経理に関する事項	P 4
6	指定管理業務を行う際の条件等	P 6
7	申請することができる者の資格	P12
8	申請の手続	P14
9	指定管理者の指定等	P17
10	協定の締結	P19
11	引継ぎ	P20
12	その他	P20
13	問合せ先（申請書類等の提出先）	P20
	参考資料	P21

1 指定管理者の募集の趣旨

公の施設の管理主体については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）の施行により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として施設の管理運営を行うことができるようになりました。

長浜市では、神照運動公園（附帯設備を含む。以下「管理施設」という。）について、施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- | | | |
|--------|---------------|-----------|
| (1) 名称 | 長浜市多目的競技場 | (神照運動公園内) |
| | 長浜市レクリエーション広場 | 〃 |
| | 長浜市民プール | 〃 |

- (2) 所在地 滋賀県長浜市神照町

(3) 施設の設置目的

市民一般の体育及びスポーツの普及振興と市民の健康の増進と文化的生活の向上を図り、併せて市民の文化の向上とスポーツの振興に寄与することを目的とします。

(4) 施設の概要

「神照運動公園管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

3 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 指定管理者の業務の範囲

指定管理者が行う施設の管理運営業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲は、次のとおりとします。なお、業務内容に関する詳細は、仕様書を参照してください。

- ① 長浜市民スポーツ施設条例（平成 18 年長浜市条例第 204 号。以下「施設条例」という。）第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - ア 体育、スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施
 - イ 競技場、会議室その他の施設及び設備器具の提供
 - ウ その他市長が必要と認める業務
- ② 長浜市都市公園条例（平成 18 年長浜市条例第 162 号）（以下「公園条例」という。）第 22 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - ア 公園利用者の利用に供する業務
 - イ 有料公園施設の利用許可に関する業務
 - ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - エ 第 5 条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限に関する業務
 - オ ア～エに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- ③ 管理施設（付帯設備を含む）の維持管理に関する業務
- ④ 管理施設の使用許可に関する業務
- ⑤ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ⑥ その他市長が必要と認める業務

(2) 指定管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と指定管理料及び利用料金収入以外の自己の費用により、管理施設を利用して自主事業を実施す

ることができるものとします。申請者は、施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に自主事業を提案してください。

ただし、自主事業を実施する場合は、あらかじめ市の承認が必要となります。

(3) その他

ア 目的外使用許可に関する業務

公衆電話等に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務は、市が行います。

ただし、行政財産の目的外使用許可の共益費の光熱水費については、指定管理者が電力会社等に支払うこととなります。

4 指定期間

指定管理者が管理施設の管理運営を行う期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間で予定しています。

この予定の期間は、議会の議決後、正式に指定期間となります。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、市は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 経理に関する事項

(1) 利用料金制

ア 利用料金の収入等

施設の管理運営については、施設の貸し出し等に伴い利用者が支払う使用料を指定管理者の収入として収受する「利用料金制」を採用します。

なお、利用料金については、施設条例に定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者において設定してください。

イ 利用料金の減免

利用料金については、あらかじめ市長の承認を得た上で、指定管理者自らの判断により減免を行うことができます。

ただし、指定管理者自らの判断により行った減免による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

(2) 指定管理料

ア 指定管理料についての考え方

市は、指定管理業務に要する経費から利用料金収入見込額及び指定管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を、指定管理料として指定管理者に支払います。

指定管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された指定管理料の金額を上限として、協議の上当市の予算の範囲内で、毎年度協定において定めるものとします。

イ 指定管理料限度額

指定管理料限度額については、消費税及び地方消費税を含めて、以下のとおりとし、この限度額の範囲内で、事業計画及び収支計画を立ててください。

年 度	指定管理料限度額
令和9年度	19,548,000円
令和10年度	19,548,000円
令和11年度	19,548,000円
令和12年度	19,548,000円
令和13年度	19,548,000円

※ この額は、現行の消費税率（10％）に基づき積算しています。協定の締結及び支払いにおける指定管理料の額は、その時期に応じた消費税率で計算し直したものとします。

※ 指定管理期間中の賃金上昇分を見込んでおり、これを平準化して算定しています。

（参考）指定管理料限度額算定内訳

1 収入（指定管理業務）（単位：千円）

科目	令和9年度～令和13年度 合計
指定管理料	97,740
利用料金収入	168,120
その他の収入	0
合計	265,860

2 支出（指定管理業務）（単位：千円）

科目	令和9年度～令和13年度 合計
人件費	106,100
維持管理費	149,760
修繕費	10,000
その他の支出	0
合計	265,860

※ この額は、現行の消費税率（10％）に基づき積算しています。

※ 算定内訳の額については、当市が指定管理料限度額を算定するにあたり算出した参考額であり、各科目の積算額の上限を定めたものではありません。

ウ 指定管理料の精算

協定において定めた指定管理料については、指定管理業務に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても、原則として増額や減額は行いません。

エ 指定管理料の支払い

指定管理料については、会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払うこととし、指定管理料の額及び支払い方法の詳細については、協定において定めるものとします。

(3) 納付金

指定管理者は、会計年度において利用料金収入の決算額が 34,000 千円を超えた場合、その超過した金額に対し、提案いただく納付割合（百分率）を乗じて得た額を変動納付金として当市へ納付していただきます。この納付割合は、収支計画書で提案し、当該提案内容を指定管理者候補者選定時の評価指標とします。

ただし、納付金を納めないこととなる割合の設定は不可とします。

当市への納付方法や時期等については、別途協議することとします。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理業務の実施に係る収入及び支出については、指定管理業務に固有の銀行口座を開設して管理し、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

ただし、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理が、財務諸表等により明確に区分できる場合は、事前に市長の承認を得て、指定管理業務以外の業務と同じ銀行口座で管理することができるものとします。

6 指定管理業務を行う際の条件等

(1) 管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である指定管理業務の基本的事項は、次のとおりです。

ア 休館日及び開館時間

休館日及び開館時間は仕様書のとおりとしますが、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て変更することができます。

イ 法令等の遵守

指定管理者は、仕様書に記載した法令等のほか、労働法令等指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を遵守し、指定管理業務を実施してください。

ウ 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、管理施設を常に良好な状態に管理しなければなりません。

エ サービスの向上

管理施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。

オ 会計年度

指定管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

カ 従業員の配置

指定管理業務の実施にあたっては、必要な従業員を配置するとともに、その中から管理施設を代表し管理監督を担う責任者を定めていただきます。

キ 第三者への委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできませんが、清掃、警備といった個別の業務を第三者に委託することは可能です。ただし、この場合は、あらかじめ市の承認が必要となります。

ク 修繕費の取扱い

指定管理業務を行うにあたっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

なお、施設の設置目的の達成に必要な機能を維持するために必要な修繕については、1会計年度における総額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）までの修繕費及び1会計年度における修繕費の総額が200万円を超えた場合であっても小規模（見積額が1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満）のものについては、指定管理者がその費用と責任において実施するものとします。

ただし、市の負担と責任により実施することとなる修繕についても、指定管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、市と指定管理者が協議の上、市の負担において指定管理者に実施させることができるものとします。

ケ 緊急時の対応

指定管理者は、管理施設又は施設利用者の事故や災害などの不測の事態が発生した場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じるとともに、速やかに市に通報しなければなりません。

コ 施設の使用許可

施設の使用許可にあたっては、市民の利用に関し公平性を確保することとします。

サ 秘密の保持

指定管理者は、指定管理業務の実施によって知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはなりません。

これは、指定期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

シ 文書の管理・保存

指定管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（以下「管理文書」という。）は、長浜市文書管理規程（平成18年長浜市訓令第4号）の規定の趣旨に則して、適正に管理・保存することとします。なお、管理文書については、指定期間終了時に、市の指示に従って引き渡しを行っていただく場合があります。

ス 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

セ 情報の公開

指定管理者は、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）の規定の趣旨に則して、管理文書の適正な公開を行うために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

ソ 利用者アンケート

利用者の意見や要望を把握するため、年1回以上利用者アンケートを実施し、その結果を市に報告しなければなりません。

タ 市施設としての協力

市の事業を管理施設において実施しようとする場合は、協力を図ることとします。

チ 関係機関との連携

指定管理業務を円滑に実施するため、市や関係機関と情報交換や業務の調整など

必要な連携を図ることとします。

(2) リスク分担

指定管理者と市とのリスク分担は、原則として次のとおりとします。

リスクの種類	内容	負担区分 注 1	
		市	指定管理者 (申請者)
応募	応募に関して必要となる費用		○
議会の議決が得られなかった等協定が締結できなかった場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
協定は締結できたけれども協定を破棄せざるを得ない場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
協定の不履行	指定管理者の都合によるもの		○
	市の都合によるもの(協定に基づく指定の取消しは除く。)	○	
法令等の変更	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
	施設の管理運営に影響を及ぼすもの	○	
運営経費の増大	指定管理者側の要因による運営経費の増大		○
	市の要因による運営経費の増大	○	
	物価や金利の著しい変動など上記以外の要因による運営経費の増大		○ 注 2
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪の発生等		○
利用料金等の安全管理	収入として受け取った利用料金等の盗難等による損害		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者や収入の減		○
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故若しくは指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又は臨時休業に伴う損害		○ 注 3
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○ 注 3
	市側の要因により、施設の管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の管理運営経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	双方協議	
施設・設備等の損傷	経年劣化や構造上の瑕疵によるもので小規模なもの		○
	経年劣化や構造上の瑕疵によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		○
	上記以外による施設・設備等の損傷	○	
	第三者の行為から生じた小規模なもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
	相手方は特定できるが相手方に支払い能力がない場合	双方協議	
市民、利用者、周辺地域等への対応	施設周辺地域との協調		○
	施設の管理運営に関する苦情・要望への対応		○
	上記以外	○	
期間終了に伴う費用	指定期間が終了したとき(協定に基づく指定の取消し、指定管理者が業務の廃止を行った場合を含む。)に発生する撤収費用及び原状回復費用		○
	業務の引継ぎに係る費用		○
不可抗力	不可抗力(市・指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象)による業務の変更、中止又は	双方協議 注 4	

	延期		
	不可抗力による施設の損傷に伴う修繕費用	○	

注1 表中「○」は主たる対応者を示します。

注2 状況により双方協議を行うものとします。

注3 当市が賠償した場合、指定管理者に故意又は過失があるときは、指定管理者に求償します。

注4 災害等の復旧時においても業務中止等を行う場合があります。

(3) 保険

指定管理者は自らのリスクに対応して、適切な範囲で保険に加入してください。

なお、現在、当市が管理施設に対して加入している保険は下表のとおりです。

保険の種類	内容
建物総合損害共済	共済責任額 長浜市多目的競技場管理棟 122,040,000 円 長浜市民プール 770,650,000 円
市民総合賠償補償保険	①賠償責任保険の内容 <人身事故> 1 事故当たり限度額 10 億円、1 名当たり限度額 1 億円 免責金額なし <財物事故> 1 事故当たり限度額 2,000 万円 免責金額なし ②入院・通院補償保険金の内容 <入院> 入院日数により 1 万円から 15 万円まで <通院> 通院日数により 5 千円から 6 万円まで

注 上記は令和 8 年度現在の内容です。

(4) 備品の帰属

ア 施設機能として必要な備品

施設機能として必要な備品は、指定管理料又は利用料金収入により指定管理者が購入した場合（経年劣化等による更新を含む。）は、市の所有に属するものとします。

なお、指定管理者が当該備品を購入又は更新する場合は、あらかじめ市と協議を行ってください。

イ 事務備品

事務備品を指定管理料又は利用料金収入により指定管理者が購入した場合は、指定管理者の所有に属するものとします。

(5) 事業計画及び事業報告

ア 事業計画

指定管理者は、毎年度、下記の事項を記載した事業計画書を、市が指定する期日までに提出し、市の確認を得てください。

- ① 管理運営に対する基本方針・目標

- ② 施設の利用見込
- ③ 維持管理業務の計画
- ④ 第三者へ委託する業務
- ⑤ 人員配置計画
- ⑥ 施設の収支計画
- ⑦ 自主事業等の開催計画
- ⑧ その他市が指示する事項

イ 事業報告

(ア) 月次報告書

指定管理者は、毎月終了後 10 日以内に、下記の事項を記載した月次報告書を市に提出するものとします。

- ① 管理施設の利用状況
- ② 維持管理業務の実施状況
- ③ 事故、苦情等の内容と対応状況
- ④ 維持管理経費の状況
- ⑤ その他市が指示する事項

(イ) 半期報告書

指定管理者は、半期（毎年 9 月及び翌年 3 月）終了後 10 日以内に、下記の事項を記載した半期報告書を市に提出するものとします。

- ① 管理施設の利用状況
- ② 維持管理業務の実施状況
- ③ 事故、苦情等の内容と対応状況
- ④ 自主事業の実施状況
- ⑤ 管理施設の収支状況
- ⑥ その他市が指示する事項

(ウ) 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、下記の事項を記載した事業報告書を市に提出することとします。

- ① 管理施設の利用状況
- ② 維持管理業務の実施状況
- ③ 事故、苦情等の内容と対応状況
- ④ 管理施設の収支状況
- ⑤ 自主事業等の実施状況
- ⑥ 利用者アンケートの結果
- ⑦ 指定管理者による自己評価及び業務改善事項
- ⑧ その他市が指示する事項

(6) 指定管理業務の状況把握及び評価

ア モニタリング

(ア) モニタリングの方法

市は、指定管理業務の実施状況を把握し、管理施設の良い管理運営を確保するため、次のモニタリングを行います。なお、モニタリングの実施に際して、指定管

理者に対して説明を求めたり、実地に調査することがあります。

a 報告書の確認

市は、指定管理者から提出された月次報告書をもとに、指定管理業務の実施状況や施設の管理状況の確認を行います。

b 定期モニタリング

市は、指定管理者から提出された半期報告書をもとに、必要に応じて指定管理者へのヒアリングや実地調査等を通じて、指定管理業務の実施状況や施設の管理状況の確認を行います。

c 随時モニタリング

市は、必要に応じて、指定管理業務の実施状況を随時確認します。

(イ) モニタリングの結果に対する対応

モニタリングの結果、改善等を要すると認められる事項があるときは、指定管理者に対して必要な指導を行い、処置状況において報告を求めることがあります。

(ウ) 改善指示

指定管理者が上記(イ)の指導に応じない場合又は改善の処置状況の内容が指定管理業務の条件等を満たしていない場合には、市は、指定管理業務の改善等必要な指示を行い、改善計画を提出させ、その実施を求めます。

イ 管理運営状況等の評価

市は、毎年度終了後、指定管理者の業務の実施状況について評価し、その結果を公表します。

(7) 業務の継続が困難となった場合の措置等

ア 市への報告

指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

イ 改善計画書の提出

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、市は、指定管理者に対して改善を指示し、期間を定めて、改善計画書の提出及びその実施を求めることができますものとしします。

ウ 指定の取消し及び業務の停止

指定管理者が次のいずれかの事由に該当するときは、市は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとしします。

- ① 指定管理業務の実施に際し不正の行為があったとき。
- ② 市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ③ 協定に定める事項を履行しないとき、又はこれらに違反したとき。
- ④ 市の改善指示に対して、指定管理者が期間内に改善計画を提出せず、又は改善計画に定められた事項を実施しなかったとき。
- ⑤ 著しい経営状況の悪化等により、指定管理者として不適当であると認められるとき。
- ⑥ 指定管理者が募集要項に示した欠格事項に該当することとなったとき。
- ⑦ 指定管理者から指定の取消しの申出があったとき。

⑧ その他市が指定管理の継続が不適当と認めるとき。

エ 指定の取消し等に伴う損害の取扱い

上記ウにより指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に、市に損害が発生したときは、指定管理者が賠償の責めを負うこととなります。なお、指定管理者に損害や追加費用が生じて、市はその賠償の責めを負いません。

オ 指定管理業務の継続に関する協議

不可抗力その他指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続に著しい支障が生じた場合は、市と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議することとします。

(8) 指定管理者が留意しなければならない事項

ア 管理施設の現状変更

指定管理者が、増築、改築、移設、改造その他の管理施設の現状変更をしようとするときは、あらかじめ市の承認を受けた上で指定管理者の負担により実施していただきます。

なお、この場合、当該現状変更に伴い管理施設の臨時休業が必要となっても、市は、休業補償は行いません。

イ 決算書等の提出

指定管理者は、事業に係る決算を終了した後、速やかに決算書（貸借対照表、損益計算書等）その他団体の経営状況を説明できる書類を市に提出しなければなりません。

ウ 市監査への対応

長浜市監査委員による市の事務の監査において、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は書類の提出を求められる場合があります。

エ 物件の原状回復

指定管理者は、指定期間が終了するとき（指定管理者として更新される場合を除く。）又は指定が取り消されたときは、管理物件を原状に回復し、市に管理物件を引き渡さなければなりません。

ただし、原状回復について市の承認を得たときは、この限りではありませんが、この場合、指定管理者は、市に対し管理物件に投じた必要費、有益費その他費用の償還を請求しないものとします。

オ 提供した資料の取扱い

市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は、内容を提示することを禁じます。

ただし、公知となっている情報又は第三者により合法的に入手できる情報については、その対象ではありません。

7 申請することができる者の資格

(1) 申請資格（募集条件）

指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、次の条件を全て満たす団体と

します。

- ① 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。）。
- ② 管理施設の管理運営を適切に遂行できる安定的かつ健全な経営能力を有していること。
- ③ 7(2)に掲げる欠格事項の全てに該当しないこと。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

- ① 地方自治法第244条の2第11項の規定により、市において指定管理者の指定の取消しを受け（法人等の合併等により再度の指定を受けるために受けた指定の取消しを除く。）、又は指定管理者の指定後に辞退した日から5年を経過しない者である法人等
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている法人等
- ③ 長浜市から入札参加停止措置を受けている法人等
- ④ 納期が到来している国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）及び市区町村税（法人市区町村税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）の全部又は一部に未納がある法人等
- ⑤ 役員等に制限行為能力者又は破産者で復権を得ない者が含まれている法人等
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等及び暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を行っている法人等
- ⑧ 役員等に拘禁刑以上（令和7年5月31日以前に禁錮以上の刑に処された場合を含む）の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている法人等
- ⑨ 指定管理者選定委員会委員、本件業務に従事する当市職員及び当市関係者に対して、本件申請について自己に有利になる目的のため、働きかけ・接触の事実が認められた法人等
- ⑩ 長浜市長から指定管理者の候補者として選定された通知を受け取った後で、議会の議決までに自己都合により辞退をしたことがあり、辞退の日から起算して1年を経過していない法人等

(3) 共同申請

管理施設のサービス向上又は指定管理業務の効率的実施を図る観点から必要な場合は、共同事業体として、複数の法人等が共同して申請を行うことができます。この場合は、次の事項に留意してください。

- ① 共同事業体の名称を設定し、共同事業体内で代表となる法人等を定めてくだ

さい。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めません。

② 構成団体のいずれかが、上記(2)の欠格事項に該当する場合は、申請することはできません。

③ 協定の締結に当たっては共同事業体の構成団体すべてを協定当事者とし、
なお、指定管理者の候補者の選定後の協議は構成団体の代表者を中心に行い
ますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体すべてが負うこととなります。

8 申請の手続

(1) 募集要項等の配付

募集要項等を令和8年7月15日(水)～8月17日(月)に配付します。また、市ホームページからもダウンロードできます。なお、郵便での配付は行いません。

配付場所：長浜市市民協働部文化スポーツ課執務室(13の問合せ先と同じです。)

配付時間：平日 午前9時00分から午後4時45分まで

(2) 現地説明会の開催

管理施設の現地説明会を下記のとおり開催しますので、参加を希望される団体は、
現地説明会参加申込書(様式第9号)により、長浜市市民協働部文化スポーツ課に申し込
んでください。

開催日：令和8年7月29日(水)

開催時間：13時30分～

集合場所：長浜市多目的競技場管理棟

参加人数：各団体2名以内とします。ただし、複数の団体で共同事業体を組む場合
にあつては、各構成団体につき2名以内とします。

申込方法：現地説明会参加申込書(様式第9号)に必要事項を記入のうえ、持参、
FAX又はメールにてお申し込みください(電話での申し込みは受け付け
ません。)

申込期限：令和8年7月28日(火)午後4時45分まで

(3) 質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問書(様式第10号)を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年7月28日(火)から8月4日(火)午後4時45分まで

※ 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時00分から午後4時45
分までとします。

※ 上記期間内に質問がなされない場合、原則として回答しません。

※ 現地説明会を除いて、質問書以外の方法(口頭、電話等)による
質問は受け付けません。

提出先：長浜市市民協働部文化スポーツ課(13の問合せ先と同じです。)

提出方法：質問書の受付は、持参、FAX又はメールによるものとします。

※ 共同事業体の場合は、構成団体の代表者が質問書を提出してく
ださい。

(4) 質問書への回答

上記(3)により提出された質問に対する回答(現地説明会での質問を含む。)は、全て
市ホームページに掲載します。掲載時期は、令和8年8月7日(金)頃を予定していま

す。

(5) 申請書類の提出

ア 申請書類

申請者は別紙「神照運動公園指定管理者指定申請書類一覧表」を参考にして、以下のとおり書類を提出してください。申請書類については、官公庁から発行されているものを除いてA4版で作成してください。②③に関してはデジタルデータとしてCD-R等での提出も求めます。データの形式は「docx」及び「xlsx」とします。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※ヒアリング時にプレゼンテーションソフトを用いて説明を行う場合、使用するデータをCD-R等に保存し、申請書類と併せて提出を求めます。

① 指定管理者指定申請書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

※「提案の概要」を含め、A4片面20ページ以内

③ 収支計画書（様式第3号、様式第3号の2）

④ その他

一 誓約書（様式第4号）

二 団体概要書（様式第5号）

三 法人等の定款、寄附行為、規約、会則その他これらに準ずるもの

四 登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）

五 法人等の決算関係書類

※ 過去2年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、法人税確定申告書（別表1・4・5－（1）その他これらに準ずる書類を提出してください。）

※ 新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、収支予算書又はこれに準ずる書類を提出してください。

六 法人等の予算関係書類

※ 直近の会計年度の事業計画書及び収支予算書を提出してください。

七 納期が到来している国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税）及び市区町村税（法人市区町村税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）に未納がないことが分かる証明書

※ 法人格を有しない団体で税務申告を行った場合は、税務申告書控えの写し（直近2年分）を提出してください。

（共同事業体の場合）

⑤ 「神照運動公園の指定管理者」に係る共同事業体協定書（様式第6号）

⑥ 委任状（様式第7号）

⑦ 共同事業体構成団体業務分担表（様式第8号）

イ 提出部数

正本1部副本9部を提出してください。

ただし、上記アの④の一、三、四及び七、⑤並びに⑥については、正本1部副本1部のみを提出してください。

提出にあたっては、一連の書類に通しでページ番号を付してください（別添資料は不可）。書類は、A4版とし、カラー・白黒印刷、片面・両面印刷の別については、どちらでも構いません。

また、共同事業体による申請の場合は、上記アの④の一から七まで及び⑥については、構成団体すべての書類が必要です。

なお、証明に係る書類は、提出の日から3か月以内のものとしします。

ウ 申請書類の受付

指定管理者指定申請書等の申請書類を以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年8月10日（月）から8月17日（月）まで

受付時間：平日 午前9時00分から午後4時45分まで

※受付期間や時間を過ぎての受付は行いません。

受付場所：長浜市市民協働部文化スポーツ課（13の問合せ先と同じです。）

提出方法：申請書類は、受付場所まで持参してください。書類を確認の上、受領します。

エ 留意事項

(ア) 複数申請の禁止

申請については、1団体につき1申請に限ります。また、共同事業体で申請を行う場合、当該共同事業体の構成団体は、他の共同事業体の構成団体となり、又は単独で申請を行うことはできません。

(イ) 申請書類提出期限の厳守

申請書類の受付期間中に所定の書類の提出がない場合は、申請はなかったものとして取り扱うこととしします。

(ウ) 委員に対する働きかけ・接触について

(i) 働きかけ・接触について

本事業では、選定委員会の委員への働きかけ・接触について、以下のとおり定める。なお、期間は委員名が公表されてから基本協定の締結が行われるまでの間とする。

- a. 民間事業者から、本事業に関して電話、メール、面談等により、当該案件に関する情報を得ようとした場合
- b. 民間事業者から、本事業に関して自らをPRする書類等を送付、送信するなどした場合
- c. その他、委員が働きかけ・接触と認めた場合

(ii) 働きかけ・接触等があった場合の措置

市は、委員からの報告を受け、(5)エ(ウ)(i)に示す働きかけ・接触があったと判断した場合、当該民間事業者に対し以下の措置を行う。

- a. 募集公告前の場合、参加できない。
- b. 申請書提出前の場合、参加できない。
- c. 申請書提出後、指定管理者として選定される前の場合、失格とする。
- d. 指定管理者として選定された後に発覚した場合、選定を取り消す。

(エ) 申請の辞退

申請書類提出後に申請を辞退する場合は、持参又は郵送にて指定管理者指定申

請辞退届（様式第 11 号）を提出してください。なお、辞退した場合でも、申請書類は返却しません。

提出場所：申請書類の受付場所と同じです。

(オ) 内容変更の禁止

提出された申請書類の内容を変更することはできません。

(カ) 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合又は不正があった場合、当該申請は無効とします。

(キ) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の候補者の選定結果の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。

また、申請書類は、必要に応じ複写します（使用は、市役所内及び長浜市指定管理者選定委員会の審査に限ります。）。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(ク) 情報の公開

申請書類は、情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。このため、事業計画書等の作成にあたっては、公開の対象となることを前提に内容を記載してください。

また、指定管理者に指定された場合、事業計画書（様式第 2 号）及びその関係資料については、個人情報に係る部分を除き、当市ホームページへの掲載等により公表します。

(ケ) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。また、申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として申請者の負担とします。

(コ) 言語、通貨及び単位

申請書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限ります。

9 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の候補者の選定

ア 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、長浜市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された申請書類により審査を行い、下記イに記載する審査基準に最も適合する申請者を市が指定管理者の候補者として選定します。

イ 審査基準

選定委員会において、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年長浜市条例第 58 号）第 4 条第 1 項各号の選定基準をより具体化した審査基準を定めて、審査を行います。

選定基準ごとの審査項目、審査内容及び配点は、「神照運動公園指定管理者審査基準」のとおりです。

ウ ヒアリング等の実施

選定委員会の審査においては、次のとおり申請者からヒアリングを行い、申請の内容を総合的に審査します。

なお、ヒアリングは次のとおり実施します。

ア ヒアリング日程は、令和8年9月2日（水）を予定しています。時間や場所の詳細については、別途連絡します。

イ 会議は非公開としますが、後日、市ホームページに要点録を公開します。

ウ 申請者あたりの説明時間は申請者の自己紹介等を含み20分以内とし、質疑応答は20分程度とします。

エ 審査は、提出された書類に基づいて行います。

オ 説明は事業計画書（様式第2号）と収支計画書（様式第3号）に基づいて行ってください。

カ 提案内容について選定委員会から事前質問があった場合、随時連絡をしますので、当日の説明の中で回答をしてください。

キ 複数の申請者がいる場合の説明の順番は、申請を受け付けた順とします。

ク 1申請者あたりの説明者は、原則、3名以内とし、提案内容の説明は、施設の実質的な管理責任予定者とします。ただし、共同事業体での申請の場合は、すべての共同事業体の構成団体から出席してください。

ケ 説明に要する申請者の経費は、全て申請者の負担とします。

コ プレゼンテーションソフトを利用して説明する場合、使用するデータをCDに保存し、申請書類と併せて提出してください。パソコン・プロジェクター・スクリーンは選定委員会事務局が準備します（パソコンに搭載しているプレゼンテーションソフトは、「Microsoft Office PowerPoint2024」です。）。なお、プレゼンテーションソフトの使用は、審査を受けるうえでの絶対条件ではありません。

(2) 選定結果の公表

選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者の候補者を選定した後、選定委員会の要点録、募集概要や応募状況、選定結果等について、市ホームページに掲載します。

また、選定結果については、選定委員会に参加した全ての団体に指定管理者選定結果通知書を郵送します。共同事業体で申請した場合は、共同事業体の構成団体の代表者宛に郵送します。

(3) 指定管理者の指定

ア 市議会の議決

指定管理者の候補者として選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。

イ 告示

指定管理者の指定後、速やかに告示し、市ホームページに掲載します。

10 協定の締結

(1) 協定の考え方

指定管理者の候補者の選定後、市と指定管理者の候補者との間で細目にわたる協議を行い、合意後、仮協定を締結します。仮協定の内容は、原則として基本協定と同様の内容を予定していますので、指定管理者の指定後、仮協定書を基本協定書として取り扱うことを基本とします。仮協定書の内容から変更が生じる場合は、指定管理者の指定後、改めて基本協定を締結します。

また、市が支払う指定管理料等については、年度ごとに定める年度協定で定めることとします。

(2) 協定内容の協議

申請時に提案された内容については、原則としてそのまま実施することとしますが、選定委員会で意見が付された事項や市の財政状況等による変更については、基本協定や各年度の年度協定を締結する際に改めて協議するものとします。

(3) 基本協定

基本協定は、主に下記の事項を内容とする予定です。

- ① 総則（目的、意義、協定の期間等）
- ② 指定管理業務の範囲等（業務の範囲、リスク分担、個人情報保護等）
- ③ 備品等の扱い
- ④ 業務実施に係る確認事項（事業計画、事業報告、モニタリング等）
- ⑤ 指定管理料及び利用料金
- ⑥ 損害賠償及び不可抗力
- ⑦ 指定期間の終了（業務の引継ぎ、備品等の扱い等）
- ⑧ 指定の取消し等
- ⑨ その他

(4) 年度協定

年度協定は、主に下記の事項を内容とする予定です。

- ① 年度協定の目的
- ② 年度協定の期間
- ③ 当該年度の業務内容
- ④ 当該年度の指定管理料
- ⑤ 疑義等の決定

(5) 第2順位以下の法人等との協議

上記(1)において指定管理者の候補者との協議が合意に達しなかった場合、市は申請者のうち第2順位以下の法人等と順次協議を行い、合意に達した法人等を指定管理者の候補者として選定し、仮協定を締結します。

この場合において、第2順位以下の法人等を選定していなかった場合、又は次点以下の法人等と合意に達しなかった場合は、再度公募等により新たな指定管理者の候補者の選定を行うことがあります。

(6) その他

協定に定めのない事項については、市と指定管理者が協議することとします。

11 引継ぎ

(1) 予約等の引継ぎ

指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前管理者との間で一定期間、指定管理業務の引継ぎを行っていただきます。

令和9年3月31日以前に前管理者が受けた施設利用等の予約について、予約時と同一条件での利用を保証するとともに、予約金等の前受金があった場合は、前管理者から引き継ぐこととなります。

また、令和9年3月31日以前に実施が決定されている事業についても、原則として同一内容で引き継いでいただきます。

12 その他

(1) 指定管理者の候補者を指定管理者に指定しない場合

下記により、指定管理者の候補者が指定管理者に指定されなかった場合において、指定管理者の候補者が指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む。）、提供したノウハウの対価等については、一切補償しません。

- ① 市議会の議決までに、指定管理者の候補者が募集要項に定める内容に反したとき
- ② 市議会が議決しなかった場合又は否決したとき
- ③ その他指定管理者に指定することが著しく不適当と認められるとき

(2) 税の取扱い

指定管理者は、法人市県民税、事業税及び指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税の納税義務者となる可能性があります。詳細は、国、県及び市の税務担当部署に確認してください。なお、これらの税金は指定管理者の負担になります。

13 問合せ先（申請書類等の提出先）

長浜市市民協働部文化スポーツ課

住 所：〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地 長浜市役所本庁 3 階

電 話：0749-65-8787

F A X：0749-65-6571

メール：bunspo@city.nagahama.lg.jp

【参考資料】

資料 1 関連法規

1 地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 長浜市民スポーツ施設条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 市民一般の体育及びスポーツの普及振興を図るため、本市に市民スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 スポーツ施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（業務）

第 3 条 スポーツ施設は、次に掲げる業務を行う。

- （1） 体育、スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施
- （2） 競技場、会議室その他の施設及び設備器具の提供
- （3） その他市長が必要と認める業務

（利用時間）

第 4 条 スポーツ施設の利用時間は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

（休業日）

第 5 条 スポーツ施設の休業日は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第 6 条 スポーツ施設（浅井文化スポーツ公園附帯施設及び木之本スポーツ広場附帯施設を除く。）を使用しようとするものは、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第 7 条 市長は、スポーツ施設の管理上必要があると認めるときは、前条の使用の許可について必要な条件を付することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設の使用を許可しないものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- （2） 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- （3） スポーツ施設の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- （4） その他市長が管理運営上支障があると認めるとき。

（使用許可の取消し等）

第 8 条 市長は、スポーツ施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は退去させることができる。

- （1） この条例その他法令に違反したとき。
- （2） 使用許可の申請に偽りがあったとき。
- （3） 前条第 1 項の規定に基づく使用の許可の条件に違反したとき。
- （4） 前条第 2 項各号の規定に該当するに至ったとき。

2 前項第 1 号から第 3 号までの規定により使用の許可を取り消した場合において、使用者に損

害が生じて市長は、その責を負わない。

(使用料)

第 9 条 使用者は、使用の許可を受けた時点において、別表第 4 に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(使用料の減免)

第 10 条 市長が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 10 条の 2 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第 11 条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第 8 条の規定により使用の許可の取消し等をされたときは、遅滞なく原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者は、施設若しくは設備等を故意又は重大な過失により損傷し、若しくは滅失したときは、遅滞なく原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は前条第 2 項による原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第 13 条 市長は、スポーツ施設の管理上必要と認めるときは、地方自治法(昭和 23 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にスポーツ施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 14 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にスポーツ施設の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の規定により管理を行う場合において必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、スポーツ施設の利用時間を変更し、又は休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 15 条 第 13 条の規定により指定管理者にスポーツ施設の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 施設の利用許可に関する業務
- (3) 第 3 条に掲げる業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第 16 条 市長は、第 13 条の規定により指定管理者にスポーツ施設の管理を行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にスポーツ施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、指定管理者が第 9 条に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免することができる。

4 既納の利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認める場合であって市長の承認を得たときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

別表第 1 (第 2 条関係) ※抜粋

名 称	位 置
長浜市多目的競技場	長浜市神照町 (神照運動公園内)
長浜市民プール	長浜市神照町 (神照運動公園内)

別表第 2 (第 4 条関係) ※抜粋

名 称	利用時間
長浜市多目的競技場	午前 6 時から午後 9 時まで
長浜市民プール	午前 10 時から午後 5 時まで

別表第 3 (第 5 条関係) ※抜粋

名 称	休 業 日
長浜市多目的競技場	(1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「休日」という。) に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。 (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
長浜市民プール	7 月第 1 金曜日から 8 月 31 日以前の最後の日曜日までの日以外の日

別表第 4 (第 9 条関係) ※抜粋

1 長浜市多目的競技場

(1) 施設使用料

区分			単位	使用料
市民競技場	入場料又はこれに類する金銭 (以下「入場料等」という。) を徴収しない場合	長浜市内に住所 (団体又は法人にあっては、その所在地をいう。以下同じ。) を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1 時間	1,500 円
		長浜市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校 (以下「保育所等」という。)		800 円

		が乳幼児、児童又は生徒（以下「乳幼児等」という。）を対象に使用する場合		
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		800円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		2,300円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		3,000円
	入場料等を徴収する場合			15,000円
	長浜市、長浜市の行政委員会（以下「長浜市等」という。）及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合		800円	
ゲートボール場	長浜市内に住所を有するものが使用する場合		1時間	300円
	長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合			200円
	長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合			200円
	長浜市外に住所を有するものが使用する場合			600円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			200円
ソフトボール場	入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツに使用する場合	1時間	500円
		長浜市内の保育所等が乳幼児等を対象に使用する場合		300円
		長浜市内のスポーツ少年団が少年団員を対象に使用する場合		300円
		長浜市内に住所を有するものがアマチュアスポーツ以外の催物に使用する場合		800円
		長浜市外に住所を有するものが使用する場合		1,000円
		入場料等を徴収する場合		1,000円
	長浜市等及び指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合			300円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上

げるものとする。

- 2 市民競技場及びゲートボール場の個人使用は、無料とする。
- 3 準備又は後始末のために使用する場合は、当該使用料の 5 割に相当する額とする。
- 4 入場料等を徴収しない場合であっても、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用するときは、入場料等を徴収する場合とみなす。
- 5 別表第 2 に規定する利用時間以外の使用の場合は、当該使用料の 5 割増しとする。
- 6 照明設備以外の附帯設備、備品等の使用料については、規則で定める。
- 7 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

(2) 照明設備使用料

区分	単位	使用料
市民競技場	1時間	5,400円
ソフトボール場		2,000円

備考 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

1 5 長浜市民プール

区分	単位	使用料
大人	1人1回	800円
大人（長浜市外に住所を有するもの）		1,000円
中学生以下		400円
3歳未満の乳幼児		無料

備考

- 1 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するときは、当該使用料の 5 割に相当する額とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

3 長浜市民スポーツ施設条例施行規則（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、長浜市民スポーツ施設条例（平成 18 年長浜市条例第 204 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定める。

（使用許可の申請）

第 2 条 条例第 6 条の規定によりスポーツ施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、長浜市民プール、浅井 B&G 海洋センタープール及び長浜市民弓道場の個人使用に係る申請にあつては、条例第 9 条の規定による使用料の納付をもってこれに代えるものとする。

2 申請者は、前項の使用許可申請書について、艇庫は使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の 2 か月前の月の初日から使用日の 7 日前の日までの間に、その他のスポーツ施設は使用日の属する月の 2 か月前の月の初日から使用日までの間に、市長に提出してその許可を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、申請者は、市が管理する施設予約システムを利用して第 1 項の使用許可申請書を提出する場合は、使用日の属する月の 2 か月前の月の初日から使用日の 4 日前の

日までの間に当該使用許可申請書を市長に提出して、使用する時までにはその許可を受けなければならない。この場合において、予約した施設を使用する予定がなくなったときは、速やかに当該使用許可申請書を取り下げなければならない。

(仮申込み)

第3条 前条に定める使用許可申請を行うに当たって、早急に施設を確保する必要があり、かつ、速やかに使用許可申請書の提出ができない場合に限り、仮申込みをすることができるものとする。

2 仮申込みの有効期間は、仮申込みをした日から2週間とする。この期間内に使用許可申請書が提出されない場合、その仮申込みは取り消すものとする。ただし、市長が特別に認めたときは、この限りでない。

(附帯施設、附帯設備、備品等の使用料)

第4条 条例別表第4に規定する規則で定める附帯施設、附帯設備、備品等の使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第5条 市長は、次に掲げる場合における使用料は、条例第9条ただし書の規定により使用後に速やかに納付させるものとする。

- (1) スポーツ施設使用時に、附帯設備等を同時に使用する場合
- (2) 公共団体が公共の目的において施設を使用する場合
- (3) 屋外のスポーツ施設を使用する場合
- (4) その他市長が認める場合

(使用料の還付)

第6条 条例第10条の2ただし書に規定する使用料を還付する場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他の不可抗力により使用できない場合 全額
- (2) 公用又は管理上の都合により使用の許可を取り消した場合 全額
- (3) 悪天候を理由に屋外のスポーツ施設を使用できなかった場合 全額
- (4) 使用許可の取消し又は使用許可を受けた施設の変更の申出が使用日の7日前の日までになされた場合 全額

(利用料金の承認)

第7条 指定管理者が条例第16条第2項の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式第1号。利用料金の額の変更の承認を受けようとするときにあっては、利用料金変更承認申請書(様式第2号))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、利用料金を承認したときは、利用料金承認決定通知書(様式第3号)により、指定管理者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、市長が定める。

1 競技場附帯設備等使用料

区分	単位	使用料
トラック競技用具	一式	1,000円
跳躍競技用具	一式	1,000円
投てき競技用具	一式	1,000円

陸上競技運営用具	一式	1,000円
陸上競技用具単品（3点まで）	点	100円
サッカー用具	一式	1,000円
ラグビー・アメリカンフットボール用具	一式	1,000円
ピッチングマシーン	台	1,000円
本部席（放送設備を含む。）	回	2,400円
テント	張	400円
コンセント	口	200円

備考

- 1 使用料は、利用日数1日を1区分とする。
- 2 この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

4 長浜市都市公園条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めて公園の健全な発展と使用の適正化を図り、もって市民の健康の増進と文化的生活の向上に寄与することを目的とする。

（都市公園の設置基準）

第1条の2～7（略）

第2章 都市公園の管理

（行為の制限）

第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。この場合において市長は、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（許可の特例）

第3条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

（行為の禁止）

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園内諸施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を折損し、又は採取すること。
- (3) 土砂の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外でたき火をすること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ軽車両以外の車馬等を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (9) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (10) 風紀を乱し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (11) 危険物を持ち込み、又は公園利用者に危害を与える行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上必要があると認められる場合
- (4) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づき公益上やむを得ないと認められる場合
(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第6条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 公園施設の種類及び数量

ウ 設置の目的

エ 設置の期間

オ 設置の場所及び面積

カ 公園施設の管理方法

キ 設置及び管理に要する資金計画

ク 公園施設の構造

ケ 工事実施の方法

コ 工事の着手及び完了の時期

サ 公園の原状回復方法

シ その他市長が指示する事項

- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 公園施設の種類及び数量

ウ 管理の目的

エ 管理の期間

オ 管理の方法

カ 管理に要する資金計画

キ その他市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 既に受けた許可の年月日及び番号

ウ 変更しようとする事項及び理由

エ その他市長が指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 占用物件の管理方法

(3) 工事実施の方法

(4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 都市公園の復旧方法

(6) その他市長が指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第7条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、都市公園の利用又は効用に影響を与えないもので、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(有料公園施設)

第9条 市が管理する公園施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 有料公園施設のうち長浜市レクリエーション広場（以下「広場」という。）を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

3 長浜市豊公園駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(有料公園施設の休場日)

第9条の2 広場の休場日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとし、駐車場は、無休とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(有料公園施設の使用時間)

第9条の3 広場の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとし、駐車場の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 広場及び駐車場を除く有料公園施設の使用料その他必要な事項は、別に定める。

(使用料)

第 10 条 第 9 条第 2 項の規定により広場の使用許可を受けた者は、別表第 2 に掲げる額を、同条第 3 項の規定により駐車場の使用許可を受けた者は、別表第 3 に掲げる額を、法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、別表第 4 に掲げる額を、第 2 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、別表第 5 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料（駐車場の使用料を除く。）は、前納しなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

3 駐車場の使用料は、自動車を駐車場から出場させる時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(監督処分)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
- (4) 許可後 30 日以内に使用を開始しないとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(権利の譲渡等の禁止)

第 11 条の 2 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 2 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 9 条第 2 項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

第 3 章 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第 12 条 法第 27 条第 5 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- (工作物等を保管した場合の公示の方法)

第 13 条 法第 27 条第 5 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して 14 日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期

間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第16条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市ホームページ又は新聞紙に掲載すること。

- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第14条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第15条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第16条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第4章 雑則

（届出）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (7) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（使用料の徴収）

第18条 使用料（別表第2及び別表第3に掲げる使用料を除く。以下この条において同じ。）は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第2条第1項各号に掲げる行為（以下「都市公園の使用」という。）の期間が1年を超えない場合においては、都市公園の使用の許可の際徴収

する。

2 都市公園の使用の期間が1年を超える場合においては、初年度の分は使用の許可の際、次年度以降に係る分については毎年4月に徴収する。

3 使用料が1年（1か月又は1日）によるものは、使用の期間が1年（1か月又は1日）に満たないときも、1年（1か月又は1日）として計算し、使用面積が1平方メートルに満たないときは、それぞれ1平方メートルとして計算する。

（使用料の減免）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第10条の使用料を減免することができる。

(1) 使用の許可を受けた者の責に帰することのできない理由によって使用ができなくなった場合

(2) 使用の許可を受けた者が、使用開始3日前までに使用の取消しを申し出て、市長においてそれがやむを得ないと認めたとき。

(3) 公益上その他市長が特別の理由があると認めたとき。

（都市公園の区域の変更及び廃止）

第20条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

（公園予定区域及び予定公園施設についての準用）

第21条 第1条の5から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設についても、準用する。

（指定管理者による管理）

第22条 市長は、都市公園の管理上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、区域を指定し、都市公園の管理に関する次の業務を行わせることができる。

(1) 公園利用者の利用に供する業務

(2) 有料公園施設の利用許可に関する業務

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 第2条の規定による行為の許可に関する業務

(5) 第5条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限に関する業務

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 市長が、前項の規定により管理業務を指定管理者に行わせる場合における第9条の規定の適用については、この規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」に読み替えるものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第23条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に都市公園の管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の規定により管理を行う場合において必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、有料公園施設の使用時間を変更し、又は休場日を変更し、若しくは臨時に休場日を定めることができる。

（利用料金）

第24条 市長は、第22条の規定により指定管理者に有料公園施設の管理を行わせる場合におい

て適当と認めるときは、指定管理者に有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、指定管理者が第10条に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免することができる。

4 既納の利用料金は、還付しないものとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認める場合であって市長の承認を得たときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第5章 補則

（委任）

第25条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

第26条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

(1) 第2条第1項又は第3項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第2条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第4条（第21条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第4条各号に掲げる行為をした者

(3) 第11条第1項又は第2項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により市長の命令に違反した者

第27条 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を処する。

第29条 法第5条の11の規定により、他の工作物の管理者が都市公園を管理する場合において、この章の規定（令第10条の規定により、都市公園の管理者に代わって行うことができる権限に属するものに限る。）中「市長」とあるのは「法第5条の11の規定により都市公園の管理者に代わって当該都市公園を管理する他の工作物の管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市都市公園条例（昭和38年長浜市条例第4号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

（読替え）

5 別表第4の規定の適用については、当分の間、同表中「評価額」とあるのは、「地方税法（昭和

附 則（令和５年９月３０日条例第２６号）

この条例は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年１０月１日条例第３０号）

（施行期日）

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第１（第９条関係）※抜粋

有料公園施設

都市公園名	施設名	種類及び名称
神照運動公園	運動施設	長浜市多目的競技場
		長浜市民プール
	広場	長浜市レクリエーション広場

別表第２（第１０条関係）

長浜市レクリエーション広場使用料

区分		単位	使用料
入場料等を徴収しない場合	長浜市内に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場 合	1 時間	1,200 円
	長浜市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校が乳幼児、児童又は生徒を対象に使用する場 合		600 円
	長浜市内の保育園児、幼稚園児、小学生、中学生又は高校生で構成する団体が使用する場 合		600 円
	長浜市外に住所（団体又は法人にあってはその所在地）を有するものが使用する場 合		2,400 円
	入場料等を徴収する場合		12,000 円
長浜市、長浜市の行政委員会及び指定管理者が主催又は共 催する事業に使用する場 合			600 円
営利又は宣伝目的で使用する場 合		1 日	482,000 円

備考

- １ 半面を使用するときは、それぞれ使用料の半額とする。
- ２ 使用料は１時間単位とし、使用時間に１時間単位に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- ３ 使用時間以外の使用の場合は、当該使用料の５割増しとする。
- ４ この表において定める金額には消費税及び地方消費税を含む。

5 長浜市個人情報の保護に関する法律等施行規則（抜粋）

第6条 個人情報の取扱いを伴う業務を委託しようとするとき、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、次に掲げる事項(業務の性質又は目的により該当のない事項を除く。)を委託契約書又は公の施設の管理に関する協定書に明記しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱責任者及び取扱者の報告
- (2) 個人情報の秘密の保持及び漏えい等の防止
- (3) 個人情報の収集の制限
- (4) 個人情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止
- (6) 再委託の禁止又は制限
- (7) 業務終了後の個人情報の返還又は廃棄
- (8) 処理状況の報告及び調査に応じる義務
- (9) 事故発生時における報告義務
- (10) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な事項
- (11) 前各号に違反した場合における契約解除、指定の取消し、業務の全部又は一部の停止命令及び損害賠償に関する事項
- (12) 法第176条、第180条、第183条及び第184条に規定する罰則に関する事項

6 長浜市情報公開条例（抜粋）

（出資法人等及び指定管理者の情報公開）

第26条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、当該出資の公共性にかんがみ、当該出資法人等の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 公の施設（地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、公の施設の管理の公共性にかんがみ、その保有する公の施設の管理の業務に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、出資法人等及び指定管理者の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

資料2 管理運営費実績

1 収入

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指定管理料	24,087	25,061	25,362
利用料金収入	13,067	16,781	33,625
小計（指定管理業務）	37,154	41,842	58,987
自主事業収入	550	262	28
雑収入	905	1,640	2,087
合計	38,609	43,744	61,102

※令和7年度より、利用料金の改定をしています。

2 支出

科目		令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	常勤職員	9,157	9,645	12,817
	非常勤職員	7,363	5,868	6,034
	計	16,520	15,513	18,851
維持管理費	光熱水費	6,886	7,219	8,028
	消耗品費	1,841	2,421	5,874
	原材料費	102	90	47
	通信運搬費	231	216	209
	旅費	0	11	25
	手数料	90	133	94
	保険料	182	189	243
	委託料	8,622	11,108	12,470
	使用料・貸借料	636	767	932
	負担金	0	40	15
	公課金	1,611	1,869	2,291
	燃料費	158	181	192
	印刷製本費	68	54	35
	計	20,427	24,298	30,455
修繕費		819	951	2,594
その他	自主事業	358	653	764
	計	358	653	764
合計		38,124	41,415	52,664

【申請書様式】

神照運動公園指定管理者指定申請書類一覧表

No.	申請書類	様式番号	部数		備考
			法人等	共同事業体	
1	指定管理者指定申請書	様式第1号	正本1部 副本9部	正本1部 副本9部	
2	事業計画書	様式第2号	正本1部 副本9部	正本1部 副本9部	C D-R等でデータも提出
3	収支計画書	様式第3号 様式第3号の2	正本1部 副本9部	正本1部 副本9部	C D-R等でデータも提出
4	誓約書	様式第4号	正本1部 副本1部	各正本1部 各副本1部	
5	団体概要書	様式第5号	正本1部 副本9部	各正本1部 各副本9部	
6	法人等の定款、寄附行為、規約、会則 その他これらに準ずるもの	—	正本1部 副本1部	各正本1部 各副本1部	
7	登記事項証明書	—	正本1部 副本1部	各正本1部 各副本1部	法人の場合に限る。
8	法人等の決算関係書類	—	正本1部 副本9部	各正本1部 各副本9部	過去2年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、法人税 確定申告書（別表1・4・5－（1））その他これらに準ずる 書類を提出
9	法人等の予算関係書類	—	正本1部 副本9部	各正本1部 各副本9部	直近の会計年度の事業計画書及び収支予算書を提出
10	納期が到来している国税等に未納がない ことが分かる証明書	—	正本1部 副本1部	各正本1部 各副本1部	法人格を有しない団体で税務申告を行った場合は、税務申告 書控えの写し（直近2年分）を提出
11	「神照運動公園の指定管理者」に係る 共同事業体協定書	様式第6号	—	正本1部 副本1部	
12	委任状	様式第7号	—	各正本1部 各副本1部	
13	共同事業体構成団体業務分担表	様式第8号	—	正本1部 副本9部	

様式第 1 号

指定管理者指定申請書

年 月 日

長浜市長 あて

(申請者)
所 在 地
団 体 名
代表者氏名 (印)
電 話 ()
担 当 者 名

指定管理者の指定を受けたいので、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称

2 添付書類

様式第 2 号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	神照運動公園
---------	--------

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	

指定管理料提案額	令和 9 年度： 令和 10 年度： 令和 11 年度： 令和 12 年度： 令和 13 年度：
提案する納付割合	各会計年度の利用料金収入の決算額が34,000千円を超えた場合、その超過分を市に納付する割合： %

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第 4 条第 1 号及び第 2 号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針	・ ・
(2) 指定管理者を希望する理由・目的	・ ・
(3) 施設の課題とその対応	・ ・

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第 4 条第 4 号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	・ ・

3 利用促進等【審査基準：条例第 4 条第 1 号及び第 2 号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特徴を活か	・ ・
--------------------------------	--------

した自主事業の展開を含む。) 及び達成目標	
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	・ ・
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	・ ・

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	・ ・
(2) 利用者等からの苦情等に対する対応	・ ・
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	・ ・

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	・ ・
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	・ ・
(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	・ ・

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護するための取組	・ ・
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	・ ・
(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故	・ ・

等)の対応及び危機 管理体制	
(4) 同様・類似の業務 の実績等	・ ・

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営 業務を効果的・効率的 に推進していくために 提案したいこと、貴団 体の独自性やアピール したいこと	・ ・
---	--

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

事業計画書

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

(2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

(3) 施設の課題とその対応について提示してください。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。

(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
(例)館長	・・・	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8：30-17：15

(職員の採用計画)

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

- (1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組（施設の特色を活かした自主事業の展開を含む。）及び達成目標を提示してください。

【達成目標】

年度	利用者数	積算根拠
令和9年度		
令和10年度		
令和11年度		
令和12年度		
令和13年度		

- (2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください

- (3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

(2) 利用者等からの苦情等に対する対応について提示してください。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

5 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について提示してください。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

区分	単位	使用料	利用料金(案)
●●室	1 時間	●●円	
●●ホール	1 時間	●●円	

(利用料金の設定根拠)

(3) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について提示してください。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

6 その他【審査基準：条例第4条第4号】

- (1) 利用者の個人情報を保護するための取組を提示してください。
- (2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組を提示してください。
- (3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制について提示してください。
- (4) 同様・類似の業務の実績等があれば、記入してください。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

7 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。（例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など）

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

様式第 3 号

収支計画書（総括表）【審査基準：条例第 4 条第 3 号及び第 4 号】

1 収入

（単位：千円）

科目	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	令和 1 3 年度	合計
指定管理料						
利用料金収入						
その他の収入						
小計（指定管理業務）						
自主事業収入						
・・・						
合計						

2 支出

科目	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度	令和 1 3 年度	合計
人件費						
維持管理費						
修繕費						
その他の支出						
小計（指定管理業務）						
自主事業費						
・・・						
合計						

3 納付金（利用料金収入超過分に係る収益還元金）の割合

%

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

年 度	●●年度（●●年●月●日～●●年●月●日）
-----	-----------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料			
利用料金収入			
その他	・・・		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）			
自主事業収入			
・・・			
合計			

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費			
維持管理費	光熱水費		
	清掃費		
	警備費		
	消耗品費		
	・・・		
	計		
修繕費			
その他	××事業		
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）			
自主事業費			
・・・			
合計			

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第 4 号

誓 約 書

年 月 日

長浜市長 あて

(申請者)
所 在 地
団 体 名
代表者氏名 ⑩

神照運動公園の指定管理者指定申請を行うにあたって、下記の事項については真実に相違ありません。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、暴力団排除に係る欠格要件該当の有無について、「長浜市における暴力団排除に係る相互連携に関する合意書」に基づき、長浜警察署及び木之本警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 神照運動公園指定管理者募集要項「7 申請することができる者の資格」に定める欠格事項に該当せず、申請者としての資格を有していること。
- 2 神照運動公園における指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。

様式第 5 号

団体概要書

年 月 日現在

団体名称				
法人格				
代表者職・氏名				
団体の所在地	〒			
設立年月日	年 月 日			
資本金	円			
職員数	正社員 人 / その他 人 合計 人 (年 月 日現在)			
設立趣旨				
沿 革				
主な業務内容				
類似施設の管理 に関する実績				
財務状況 (過去3年間の状況 について記入して ください。)	年 度	年度	年度	年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当期損益			
	累計損益			
特記事項				
応募に関する 担当者連絡先	氏 名		部署・職名	
	T E L		F A X	
	メー ル			

注 1 構成団体ごとに作成してください。

指定管理者申請者役員名簿

年 月 日現在

団体名称	
団体の所在地	〒

役職名	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	住所
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒
				〒

注1 この名簿には、法人にあっては代表者のほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者、法人格を有しない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者全員について記入してください。

注2 この名簿により提出いただいた個人情報、募集要項に規定する欠格事項の該当の有無を確認するための照会に使用することがありますので、あらかじめ御了承ください。

様式第6号

「神照運動公園の指定管理者」に係る共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、「神照運動公園」(以下「当該施設」という。)の管理運営を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同事業体は、_____共同事業体(以下「共同事業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同事業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同事業体は、____年____月____日に成立し、当該施設を管理運営する指定期間の終了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当共同事業体は、当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、直ちに解散するものとする。

(構成団体の所在地及び名称)

第5条 当共同事業体の構成団体は、次のとおりとする。

所在地_____

団体の名称_____

所在地_____

団体の名称_____

所在地_____

団体の名称_____

(代表者の名称)

第6条 当共同事業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同事業体の代表者は、当該施設の管理運営に関し、当共同事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、長浜市と折衝する権限、協定書を締結する権限、管理運営に係る経費の請求及び受領に関する権限、指定管理者の指定の申請に関する権限その他契約履行に関する権限を有するものとする。

(構成団体の出資の割合)

第8条 各構成団体の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該施設の管理運営業務について長浜市と契約内容の変更増減があつても、構成団体の出資の割合は変わらないものとする。

団体の名称_____ %

団体の名称_____ %

団体の名称_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成団体が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同事業体は、構成団体全員をもって運営委員会を設け、当該施設の管理運営にあたるものとする。

(構成団体の責任)

第10条 各構成団体は、当該施設の管理運営に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同事業体の取引金融機関は、_____とし、当共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当共同事業体は、毎年度終了後、当該管理運営業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成団体に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成団体が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(共同事業体結成後における構成団体の脱退に対する措置)

第16条 構成団体は、長浜市及び他の構成団体全員の承認がなければ、当共同事業体が当該施設を管理運営する期間（以下「指定期間」という。）が終了する日までは脱退することができない。

2 構成団体のうち指定期間中に前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成団体が共同連帯して当該施設の管理運営を行うこととする。

3 第1項の規定により構成団体のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成団体が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成団体が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成団体の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成団体の出資金から構成団体が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成団体には利益金の配当は行わない。

(構成団体の除名)

第17条 当共同事業体は、構成団体のうちいずれかが、指定期間中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、長浜市及び他の構成団体全員の承認により当該構成団体を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成団体に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成団体が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(指定期間中における構成団体の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成団体のうちいずれかが指定期間中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(構成団体の加入)

第19条 前3条の規定による構成団体の脱退、除名、破産又は解散(以下「脱退等」という。)により構成団体が欠けた場合において、長浜市及び構成団体全員の承認があるときは、新たな構成団体を加入させることができる。

2 前項の場合において新たに加入した構成団体の出資比率は原則として脱退等構成団体が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成団体の出資比率は第16条第3項(第17条第3項及び前条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず第8条の規定により従前有していた出資比率とする。

(代表者の変更)

第20条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、長浜市及び構成団体全員の承認により残存構成団体のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第21条 当共同事業体が解散した後においても、当該施設の管理運営につき瑕疵があったときは、各構成団体は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第22条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____他_____者は、上記のとおり_____共同事業体を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成団体が記名捺印し、●通は各自所持し、1通は長浜市長へ提出するものとする。

年 月 日

構成団体 所在地 _____
(代表者) 団体の名称 _____
代表者氏名 _____ 印

構成団体 所在地 _____
団体の名称 _____
代表者氏名 _____ 印

構成団体 所在地 _____
団体の名称 _____
代表者氏名 _____ 印

様式第7号

委 任 状

共同事業体の名称 _____ 共同事業体

受 任 者

共同事業体 所 在 地 _____

代 表 者 団体の名称 _____

代表者氏名 _____ 印

私は、上記の共同事業体代表者を代理人と定め、当共同事業体と長浜市との間における下記事項に関する権限を委任します。

1 委任事項

- (1) 長浜市との折衝に関する件
- (2) 基本協定書及び年度協定書の締結に関する件
- (3) 管理運営に係る経費の請求及び受領に関する件
- (4) 指定管理者の指定の申請に関する件
- (5) その他契約履行に関する一切の件

2 委任期間

年 月 日から、「神照運動公園」を管理する指定期間の終了後3か月を経過するまでの期間

委 任 者

共同事業体 所 在 地 _____

構 成 団 体 団体の名称 _____

代表者氏名 _____ 印

様式第 8 号

共同事業体構成団体業務分担表

年 月 日

構成団体 (代表者)	団体の名称	
	代表者氏名	
	所 在 地	〒
	担 当 者	部署： 職名： 氏名： 電話： F A X : 電子メール：
	主に担当する 業 務 等	
構成団体	団体の名称	
	代表者氏名	
	所 在 地	〒
	担 当 者	部署： 職名： 氏名： 電話： F A X : 電子メール：
	主に担当する 業 務 等	
構成団体	団体の名称	
	代表者氏名	
	所 在 地	〒
	担 当 者	部署： 職名： 氏名： 電話： F A X : 電子メール：
	主に担当する 業 務 等	

注 構成団体が多い場合は、適宜欄を増やしてください。

様式第9号

現地説明会参加申込書

年 月 日

長浜市長 あて

所在地
団体名
代表者氏名

神照運動公園の指定管理者の申請にともなう現地説明会について、下記のとおり参加を申し込みます。

記

1 参加者名簿

部署	役職及び氏名

2 本件に関する連絡先

部署
担当者の職・氏名
電話番号・FAX番号
メール

長浜市長 あて

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

質問書

神照運動公園指定管理者の募集に関し、下記のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

注 1 質問事項には、資料名（募集要項、仕様書等）とページ、項目等を記入してください。
注 2 質問は簡潔に記入してください。
注 3 質問項目が複数ある場合は、番号を付けてください。

様式第 1 1 号

指定管理者指定申請辞退届

年 月 日

長浜市長 あて

(申請者)
所 在 地
団 体 名
代表者氏名 ⑩
電 話 ()
担 当 者 名

長浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定に基づき、神照運動公園の指定管理者の指定を受けるため 年 月 日付けで申請しましたが、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

記

申請辞退理由：